

I 一般会計および特別会計の状況

1 平成24年度決算の概要

一般会計決算の概要

○決算規模

平成24年度は、「滋賀県行財政改革方針」の2年目として、収支改善に向けた取り組みを着実に進める一方、厳しい経済・雇用情勢に対応するため、国の経済対策関連の基金等を活用し、引き続き、経済・雇用対策や医療、子育て支援等の施策の推進を図りました。決算規模は、経済対策関連の国庫支出金や、基金からの繰入金が増加したこと等により、歳入・歳出とも3年連続の減少となり、5年ぶりに4千億円台となりました。

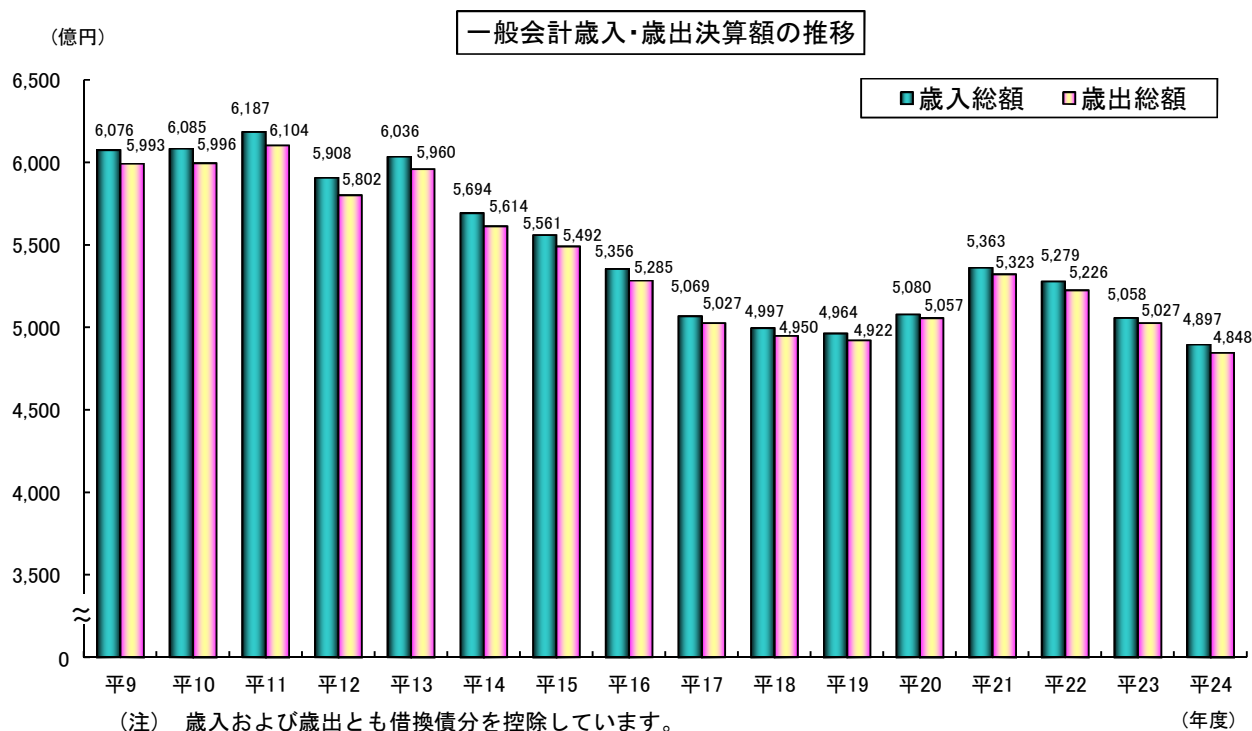
○歳入決算額

県税は、税制改正の影響により個人県民税が増収となったものの、平成23年夏頃からの急激な円高の影響により法人二税が減収となったことなどから、総額としては前年度に比べて減少しました。

また、被災者生活再建支援基金拠出金にかかる特別交付税が減となったことにより地方交付税が減少したほか、国の経済対策関連の国庫支出金や基金からの繰入金が増加し、歳入決算額は前年度に比べ160億2,855万7千円減少し、4,897億2,787万6千円となりました。

○歳出決算額

「滋賀県行財政改革方針」に基づき、事業費の削減や人件費の抑制に努める一方、国の経済対策に伴い制度化された交付金や基金を活用して、各種の経済対策関連事業に取り組みました。歳出決算額は、国の経済対策関連の基金を活用した事業の進捗に伴う減などにより、前年度に比べ179億2,781万8千円減少し、4,847億6,890万7千円となりました。



(1) 決算収支の状況

歳入決算額と歳出決算額の差引額である形式収支は、49億5,896万9千円ですが、このうち翌年度に繰越した事業に充てる財源（翌年度へ繰越すべき財源）を差し引いた実質収支額は、9億3,890万円のプラスとなっています。

また、前年度の実質収支額と比べると7.7%の減となり、平成24年度単年度の収支額は、7,861万5千円のマイナスとなっています。

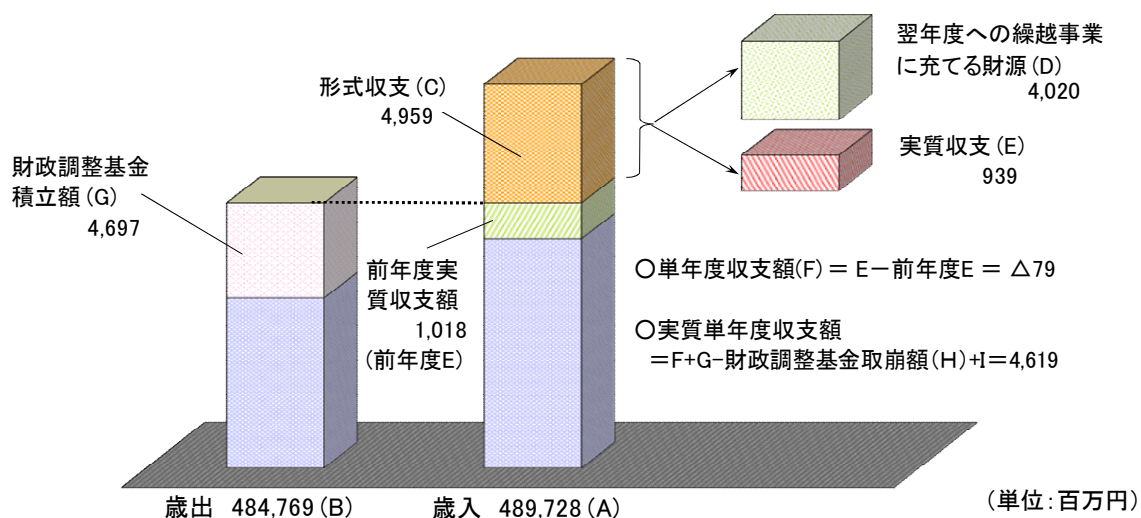
なお、財政調整基金の積立額および取崩額、地方債の繰上償還額を反映させた実質単年度収支額では、46億1,858万1千円のプラスとなっています。

●平成24年度一般会計決算

(単位：千円・%)

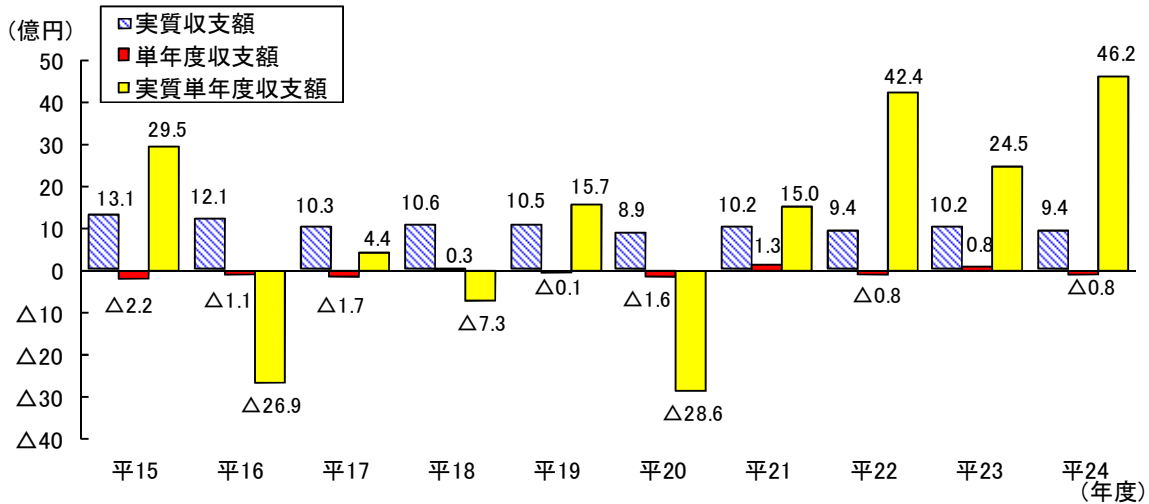
区 分	平成24年度		平成23年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	489,727,876	96.8	505,756,433	95.8
歳出総額 B	484,768,907	96.4	502,696,725	96.2
歳入歳出差引額 (A-B) C	4,958,969	162.1	3,059,708	58.0
翌年度へ繰越すべき財源 D	4,020,069	196.9	2,042,194	47.1
(内訳) 繰越明許費	3,995,851	195.7	2,042,194	47.3
事故繰越	24,218	皆増	—	皆減
支払繰延	—	—	—	—
実質収支額 (C-D) E	938,900	92.3	1,017,515	108.3
単年度収支額 (E-前年度のE) F	△ 78,615		77,606	
財政調整基金積立額 G	4,697,196	197.6	2,377,017	45.8
財政調整基金取崩額 H	—	—	—	皆減
地方債繰上償還額 I	—	—	—	皆減
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	4,618,581		2,454,623	

【平成24年度収支の状況】



収支状況の推移を見ると、これまで「財政構造改革プログラム」等に基づき、歳出の削減に取り組んできたことに加え、財源不足に対し、県債の発行や基金の取り崩しで対応してきたことから、実質収支額はプラスを確保できています。なお、平成24年度は、4年連続で実質単年度収支がプラスとなりましたが、これは、後年度の財政運営や当面する課題への対応に備え、財政調整基金への積立を行ったことなどによるものです。

実質収支額、単年度収支額および実質単年度収支額の推移

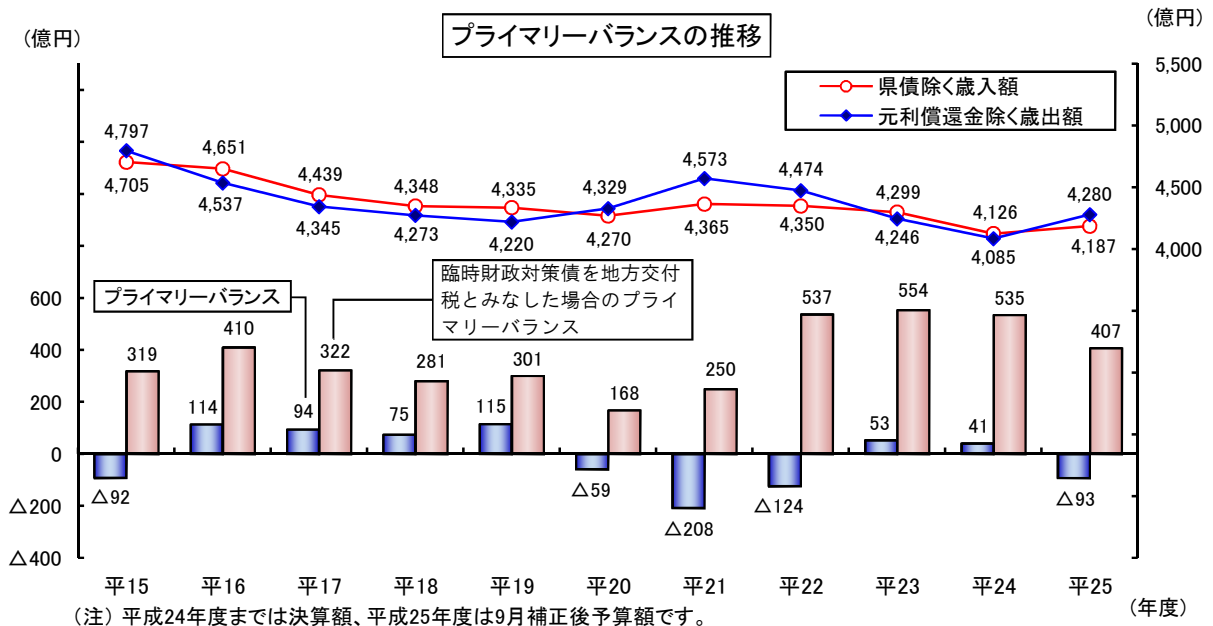


プライマリーバランス*は、平成2年度以降、平成12年度を除き、マイナスの状態が続いていました。その後、平成14年度に「財政構造改革プログラム」を策定し、投資的経費の抑制等の取り組みを進めた結果、県債の発行額が減少し、平成16年度決算からプラスに転換しました。

平成20年度以降は、経済情勢の悪化による県税収入の減少を県債の発行で対応したことや地方交付税の振替措置として国に代わって県が借金している臨時財政対策債の増加などにより、再びマイナスに転じましたが、平成23年度は臨時財政対策債の発行が減少したことによりプラスとなりました。平成24年度も引き続きプラスとなりました。

なお、プライマリーバランスがプラスであれば、県債の元利償還金を除くすべての歳出が、県債以外の歳入で賄えていることとなり、逆にマイナスになると、現在の県民が県税などによって負担する以上に行政サービスを受けていることになり、将来世代に負担を先送りしている状態と言えます。

*プライマリーバランス：県債を除いた歳入決算額と県債に係る元利償還金を除いた歳出決算額の差



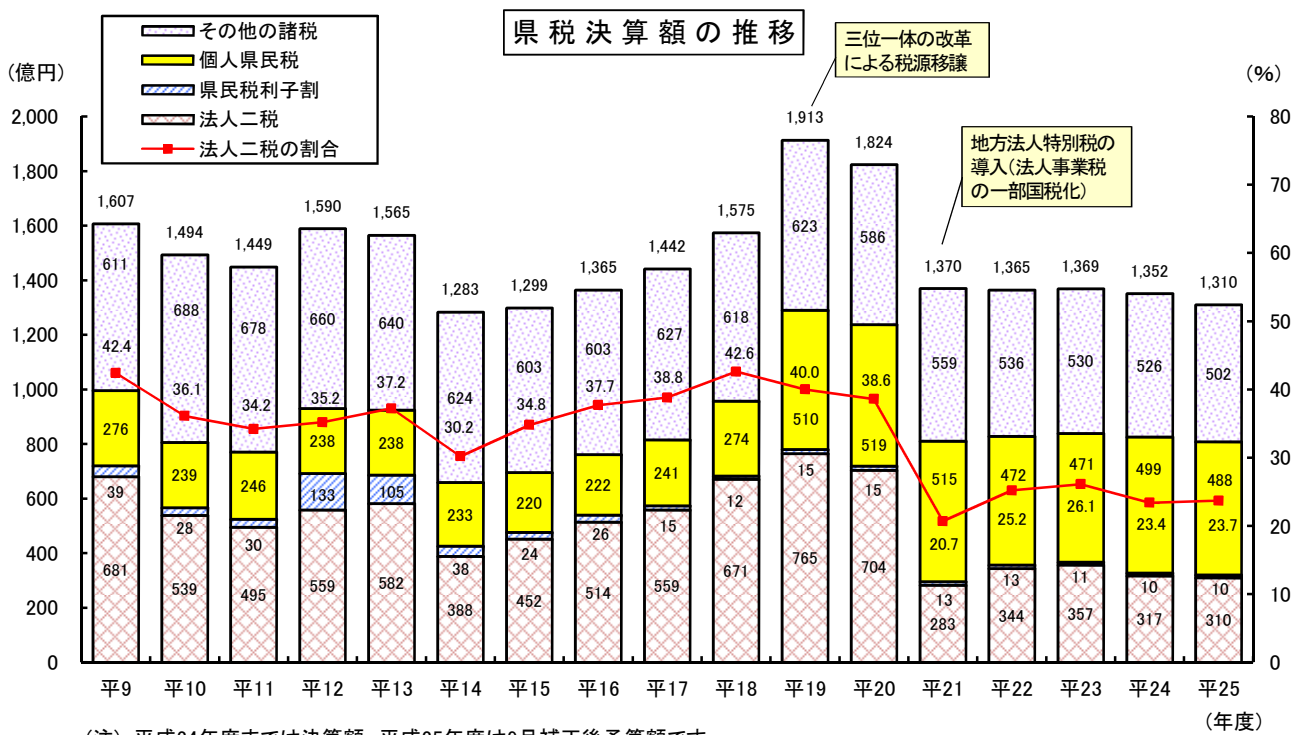
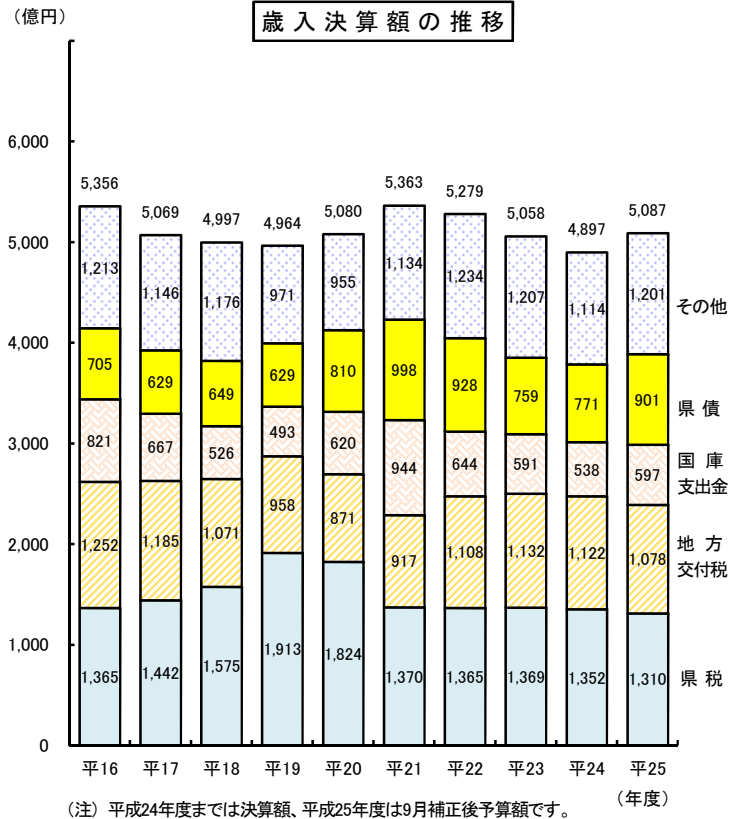
(2) 歳入決算額

○県税

平成24年度の我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きがみられました。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となりました。

本県では、税制改正の影響により個人県民税が498億8,060万4千円と前年度に比べ27億9,601万9千円、5.9%の増となりましたが、法人二税が平成23年夏頃からの急激な円高等の影響により、40億6,830万5千円、11.4%の減となったのをはじめ、その他の税目でも、減収となるものがありました。

こうしたことから、県税全体では、前年度決算額に比べて、16億8,630万7千円、1.2%減の1,352億3,880万5千円となりました。



○地方交付税

普通交付税において、全国的な企業収益の回復見込みにより、法人二税の基準財政収入額への算定額が増加しましたが、臨時財政対策債への振替額が減少したことから、交付額が増加しました。一方、特別交付税において、被災者生活再建支援基金拠出金にかかる算定額が減少したことから、地方交付税額は、前年度に比べ9億2,226万1千円、0.8%減の1,122億4,269万3千円となりました。

○国庫支出金

地域医療再生臨時特例交付金や補助公共事業費等の減少などにより、前年度に比べ52億6,828万6千円、8.9%減の538億3,168万6千円となりました。

○繰入金

地域活性化・公共投資基金繰入金や緊急雇用創出事業臨時特例基金繰入金等の減少により、前年度に比べ105億7,873万5千円、34.7%減の198億9,228万3千円となりました。

○県債

地方交付税の一部を振り替えて発行している臨時財政対策債は、前年度に比べ7億3,720万円、1.5%の減となったものの、臨時財政対策債以外の県債が緊急防災・減災事業等の増により19億3,580万円、7.5%の増となったことから、全体では11億9,860万円、1.6%増の770億9,350万円となりました。

○一般財源比率と自主財源比率

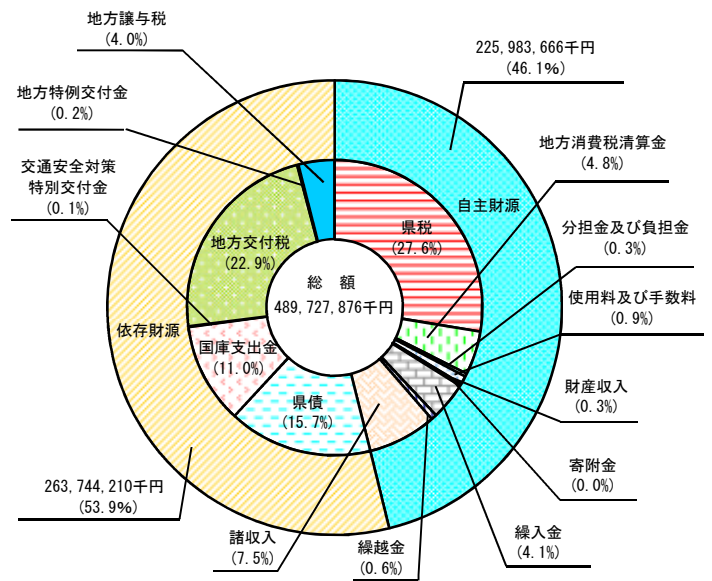
県税および地方交付税が前年度に比べ減少したものの、国庫支出金も減少したことにより、歳入に占める一般財源の割合（一般財源比率）は、前年度と同じ、72.2%となりました。

また、自主財源である県税や基金からの繰入金が減少したことから、歳入に占める自主財源の割合（自主財源比率）は、0.7ポイント低下し、46.1%となりました。

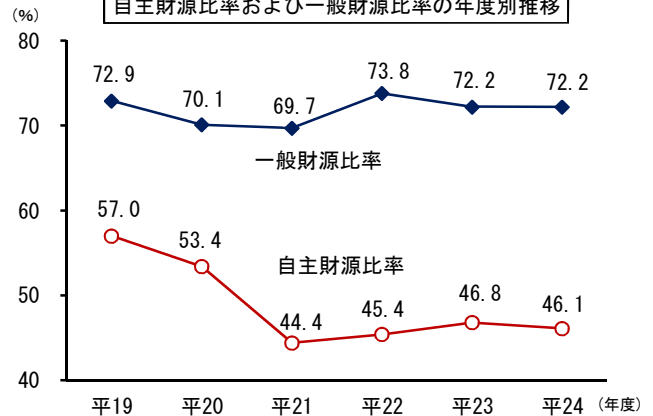
付表 第1表 平成24年度一般会計歳入決算状況 → 59ページ

第2表 自主財源と依存財源の構成状況（一般会計） → 59ページ

歳入決算額の構成図

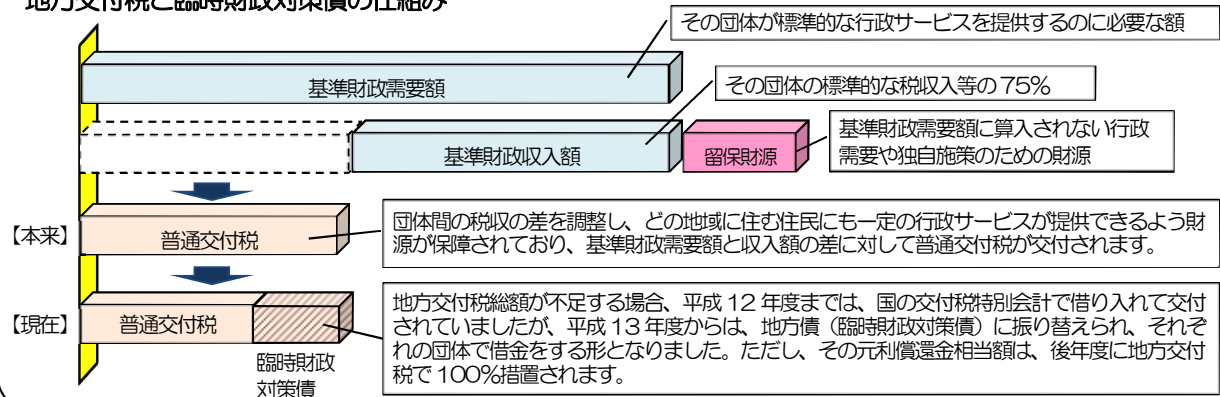


自主財源比率および一般財源比率の年度別推移



説明

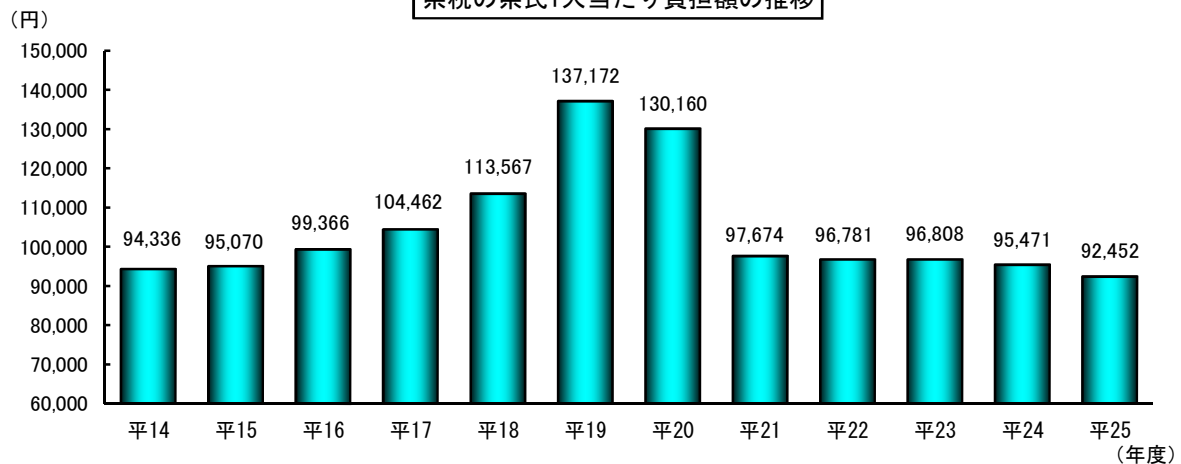
地方交付税と臨時財政対策債の仕組み



県民負担の状況

県の歳入で大きな割合を占める県税を県民1人あたりに換算すると、平成24年度決算額で95,471円となります。個人県民税が税制改正の影響で増収となる一方で、法人二税が減収となったため、前年度をわずかに下回る水準となっています。

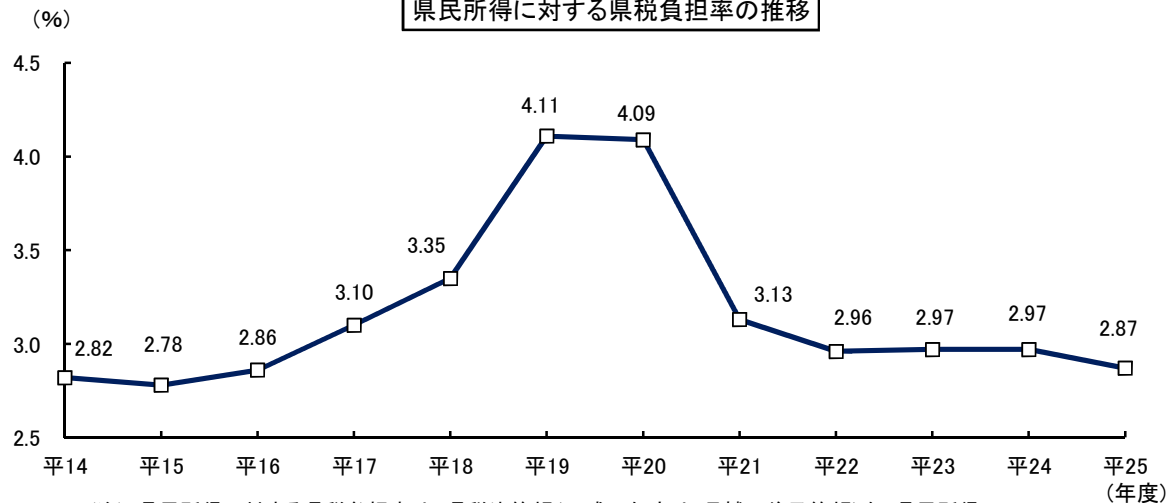
県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県税の県民1人当たり負担額は、県税決算額(平成25年度は9月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成17年度および平成22年度は国勢調査人口)で除したものです。

また、県民所得に対する県税負担率は、平成14年度に3%程度の水準となって以降、少しずつ上昇してきましたが、経済情勢の悪化に伴う県税収入の減により、平成21年度に大きく低下しました。平成24年度は2.97%と、前年度と同程度となっています。

県民所得に対する県税負担率の推移



(注) 県民所得に対する県税負担率は、県税決算額(平成25年度は9月補正後予算額)を、県民所得(平成22年度までは平成22年度滋賀県民経済計算によるもので、平成23年度および平成24年度は回帰分析による見込値、平成25年度は平成24年度と同額)で除したものです。

付表 第3表 平成23年度～平成25年度県税収入状況 → 60ページ

第4表 県民負担と県財政規模および県民所得 → 61ページ

(3) 歳出決算額

国の経済対策関連の基金を活用し、経済・雇用対策や医療、子育て支援等の施策に取り組む一方、「滋賀県行政改革方針」に基づき、収支改善に向けた取り組みを着実に実行しました。歳出規模は、国の経済対策関連の基金を活用した事業の進捗に伴う減などにより、3年連続で前年度を下回りました。

目的別決算額

■目的別に見ると、道路や河川などの公共事業費や防災ヘリコプター更新費の減などにより、前年度に比べて土木交通費で14.8%、総合政策費で10.3%、農政水産業費で8.9%、琵琶湖環境費で6.8%それぞれ減少しています。

■決算額の構成比は、教育費が全体の26.0%（前年度25.2%）を占め、以下、健康福祉費17.6%（同17.8%）、公債費15.8%（同15.5%）、土木交通費7.8%（同8.9%）と続いています。

○総合政策費

防災ヘリコプター更新費や被災者生活再建支援基金拠出金の減少などにより、18億5,305万5千円、10.3%の減となりました。

○琵琶湖環境費

森林整備加速化・林業再生基金への積立金や地域グリーンニューディール基金市町事業費補助金の減少などにより、12億7,663万1千円、6.8%の減となりました。

○健康福祉費

地域医療再生臨時特別基金への積立金や介護職員処遇改善交付金の減少などにより、43億2,470万1千円、4.8%の減となりました。

○商工観光労働費

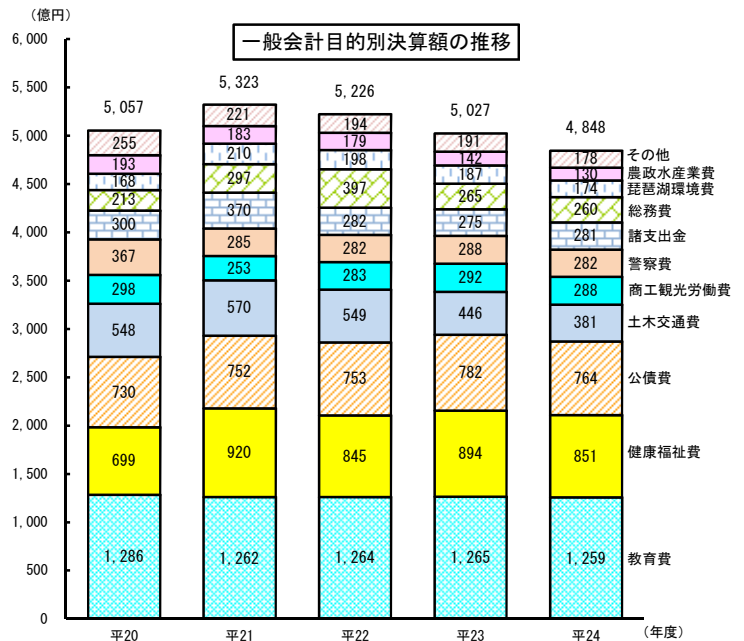
中小企業振興資金貸付金等が増となったものの、ふるさと雇用再生特別事業費や緊急雇用創出事業費、県内企業設備投資特別助成金の減少などにより、4億737万円、1.4%の減となりました。

○農政水産業費

鳥獣被害防止総合対策事業費補助金や農地集団化促進事業費の減少などにより、12億5,943万6千円、8.9%の減となりました。

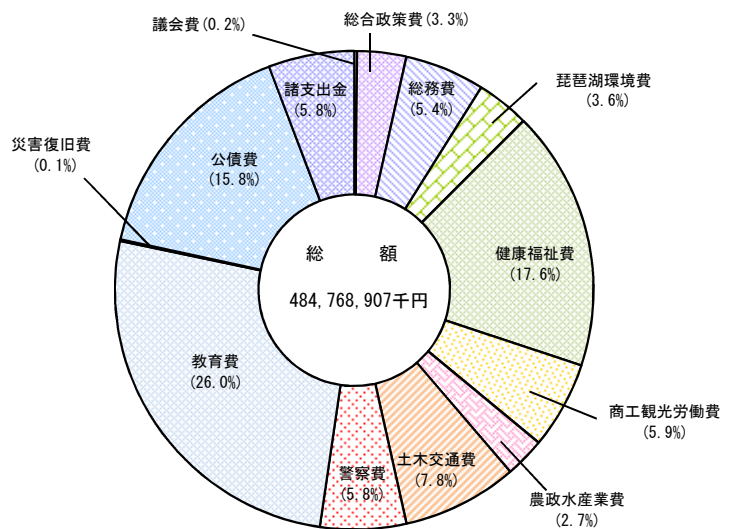
○土木交通費

道路や河川などの公共事業費や信楽高原鉄道支援対策費の減少などにより、65億8,680万8千円、14.8%の減となりました。



(注) 本グラフは、各年度の款別決算額により作成しています。

歳出決算額の目的別(款別)構成図



性質別決算額

- 義務的経費については、人件費、扶助費および公債費いずれも減少し、前年度に比べ2.1%の減となったものの、歳出決算規模が前年度に比べ縮小したため、構成比は前年度に比べ0.8ポイント上昇して51.8%となり、財政が硬直化した状況が続いています。
- 投資的経費については、国の経済対策関連の基金等を活用した事業の進捗に伴い事業費が減少したことなどにより、前年度に比べ14.1%の減となりました。
- その他の経費については、物件費、出資金および貸付金などが減少したことにより、前年度に比べ2.1%の減となりました。

○普通建設事業費

地域活性化・公共投資基金等、国の経済対策関連の基金等を活用した事業の減少などにより、前年度に比べ87億7,213万7千円、14.5%の減となりました。

- ① 補助事業費： 地域活性化・公共投資基金を活用した道路・河川事業費や防災ヘリコプター更新費の減少などにより、前年度に比べ90億5,424万1千円、23.7%の減となりました。
- ② 単独事業費： 河川事業費や県立学校の耐震対策、災害に強い交通信号機の整備の増加などにより、前年度に比べ4億685万1千円、2.3%の増となりました。
- ③ 国直轄事業負担金： 国直轄道路事業費負担金の減少などにより、前年度に比べ6億9,511万2千円、17.3%の減となりました。

○人件費

給与の独自カットの拡大や地方公務員共済組合負担金の減等によって職員給与費が前年度に比べて減少したことなどから、30億7,380万5千円の減となりました。

○貸付金

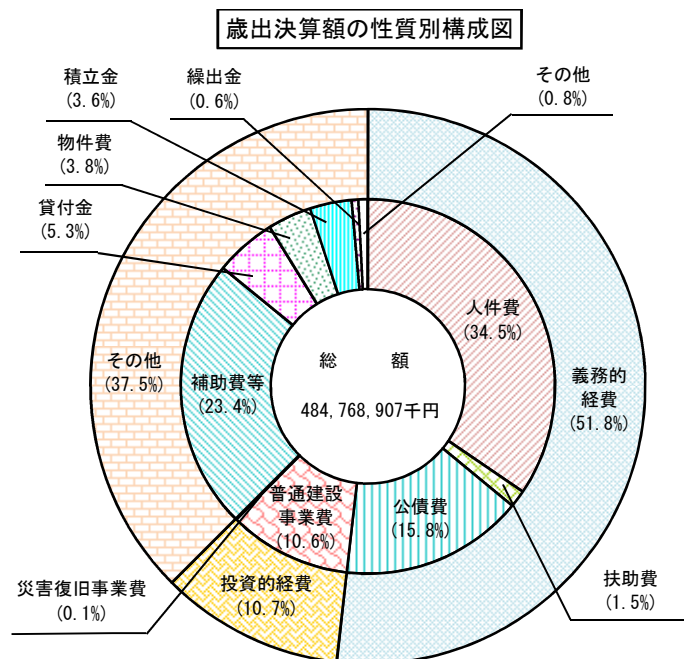
中小企業振興資金貸付金等が増加したものの、国直轄事業関連用地先行取得資金貸付金や信楽高原鉄道被災者対策資金貸付金の減少などにより、8億2,339万1千円、3.1%の減となりました。

○出資金

被災者生活再建支援基金拠出金の減少などにより、9億9,148万7千円、42.1%の減となりました。

○物件費

ふるさと雇用再生特別事業費や緊急雇用創出事業費等の減少などにより、17億5,694万円、8.8%の減となりました。



特別会計決算の概要

特別会計全体の歳入決算額は 1,998 億 614 万 4 千円、歳出決算額は 1,964 億 7,144 万 4 千円で、歳入歳出差引額は 33 億 3,470 万円となりました。

なお、主な会計別の決算の概要は、次のとおりです。

会 計	決 算 概 要
市町振興資金貸付事業	市町の振興を図るため、市町が行う公共施設等の整備事業に対して、2 億 2,640 万円を貸し付けました。
母子および寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母および寡婦等の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図るとともに、その扶養している子の福祉を増進するための資金として、294 件、1 億 4,433 万 8 千円を貸し付けました。
中小企業支援資金貸付事業	中小企業者の育成強化や経営基盤強化を図るための高度化資金貸付金等について、総額 5 億 8,460 万 4 千円の償還を受けました。
就農支援資金貸付事業等	新規就農者の育成を図るための資金として、6 件、4,011 万円を貸し付けました。
林業・木材産業改善資金貸付事業	木材産業の振興を図るための木材産業等高度化推進資金貸付金の原資として 1 億 1,000 万円を貸し付けました。
琵琶湖総合開発資金管理事業	琵琶湖総合開発事業の円滑な推進を図るため下流府県から借り入れた下流融資金について、元利金 3 億 337 万円を償還しました。
公債管理	県債発行額および公債費の実質償還額の明確化を図り、公債費を一元管理するための特別会計として、1,244 億 9,397 万 3 千円の元利償還等を行いました。
流域下水道事業	琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全と快適な居住環境を整備するため進めている琵琶湖流域下水道の建設事業費として 44 億 3,397 万 3 千円を支出するとともに、汚水を処理している各処理区において、高度処理を実施するなど維持管理を行いました。
公営競技事業	収益事業として経営している競艇事業の経費に 490 億 4,437 万 6 千円を支出しました。そのうち、県民の福祉や教育の充実につながる諸事業の財源として、5,000 万円を一般会計に繰り出しました。

付表 第 7 表 平成 24 年度特別会計歳入歳出決算状況 → 63 ページ

普通会計決算の概要

○決算収支の状況

平成24年度の普通会計決算額は、歳入が前年度に比べて155億558万7千円減の4,815億1,359万7千円、歳出が173億8,564万8千円減の4,748億1,520万円となりました。

実質収支は、前年度に比べて2,323万8千円減の12億4,931万3千円のプラスとなり、実質単年度収支は、46億7,674万円のプラスとなりました。

●平成24年度普通会計決算

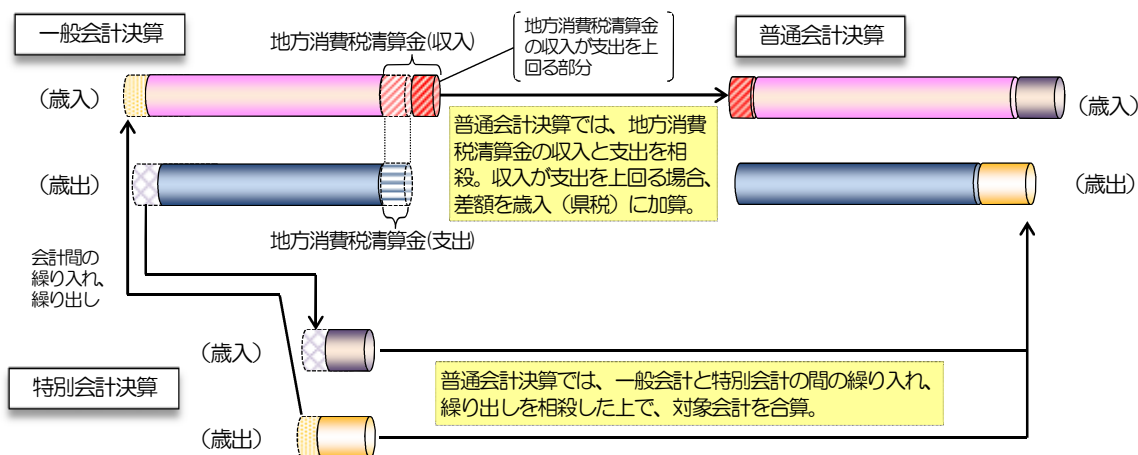
(単位：千円・%)

区 分	平成24年度		平成23年度	
	決算額	対前年度比率	決算額	対前年度比率
歳入総額 A	481,513,597	96.9	497,019,184	95.7
歳出総額 B	474,815,200	96.5	492,200,848	96.1
歳入歳出差引額 (A-B) C	6,698,397	139.0	4,818,336	69.6
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,449,084	153.7	3,545,785	61.5
実質収支額 (C-D) E	1,249,313	98.2	1,272,551	110.1
単年度収支額 (E-前年度のE) F	△ 23,238		117,085	
財政調整基金積立額 G	4,697,196	197.6	2,377,017	45.8
財政調整基金取崩額 H	—	—	—	皆減
地方債繰上償還額 I	2,782	皆増	—	皆減
実質単年度収支額 (F+G-H+I)	4,676,740		2,494,102	

説明

普通会計は、一般会計と公営事業会計（公営企業会計および収益事業会計）以外の特別会計を合わせたもので、その決算額は、各会計間における繰り出しや繰り入れなどの重複額を調整した純計額で示しています。これは、地方公共団体ごとに設置している会計の種類やその範囲などが異なっていることから、財政比較や統一的な把握を目的として、統計上設けられた会計区分です。

本県の普通会計は、一般会計と13の特別会計のうち公営企業会計として整理する流域下水道事業と収益事業会計である公営競技事業を除く会計を合わせて、重複の調整を行い、純計額で表したものとなります。なお、普通会計決算額が一般会計決算額（2ページ参照）より小さくなっていますが、これは一般会計の歳入および歳出にそれぞれ計上されている「地方消費税清算金」の重複を調整していることによるものです。



付表 第8表 平成24年度普通会計歳入決算状況 → 63ページ

第9表 平成24年度普通会計目的別歳出決算状況 → 64ページ

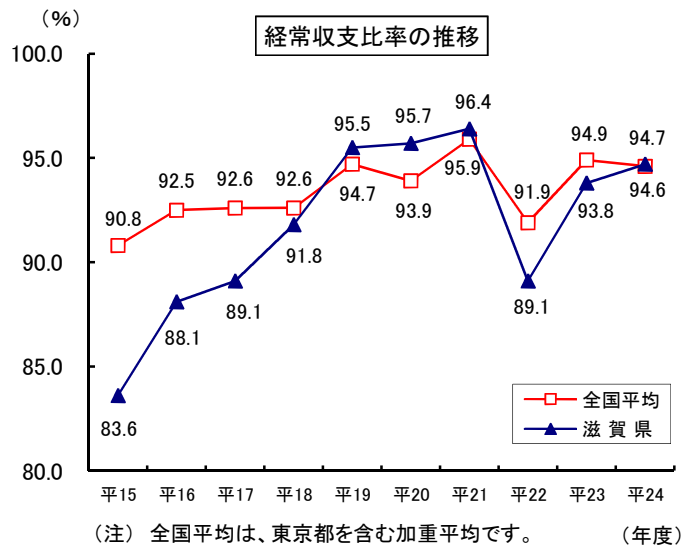
第10表 平成24年度普通会計性質別歳出決算状況 → 64ページ

財政指標から見た滋賀県財政

《平成 24 年度普通会計決算による財政指標》		
	滋賀県	全国平均
経常収支比率	94.7%	94.6%
実質公債費比率	15.4%	13.7%
将来負担比率	215.5%	210.5%
財政力指数	0.515	0.455

○経常収支比率

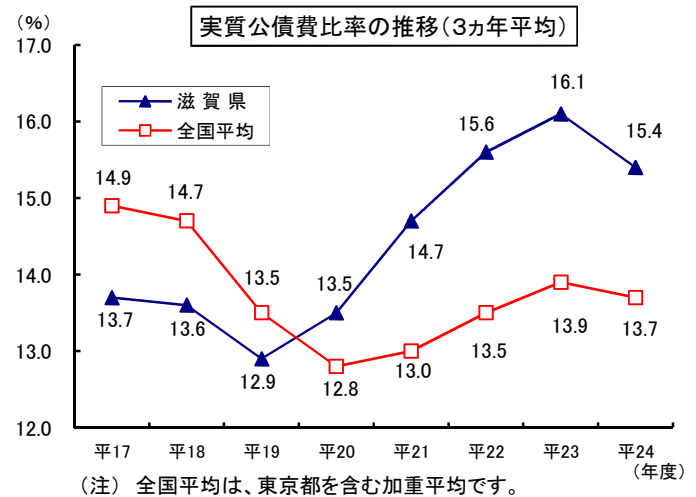
人件費や公債費、扶助費などの毎年度経常的に支出される経費に、県税や普通交付税など毎年度経常的に収入される使途の特定されない財源がどれだけ使われているかを示す指標で、社会や経済の変動などに伴う臨時的な行政需要にどれだけ柔軟に対応できるかを見ることができ、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示しています。



○実質公債費比率

県税や普通交付税など使途が特定されていない財源のうち、公営企業会計における借入金の返済に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額に充当されたものの占める割合を示すもので、過去3カ年の平均値で表します。この比率が16%未満の団体は、民間資金を活用した地方債について国への届出による発行が可能となり、18%以上の団体は、地方債の発行に際して国の許可が必要となり、25%以上の団体は地方債の発行が制限されます。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成 20 年度決算からは、25%以上の団体は「財政健全化計画」を、35%以上の団体は「財政再生計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。



説明

一般財源とは

県税や地方交付税のように、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。一方、国庫支出金のように、使途が決まっている財源を「特定財源」といいます。

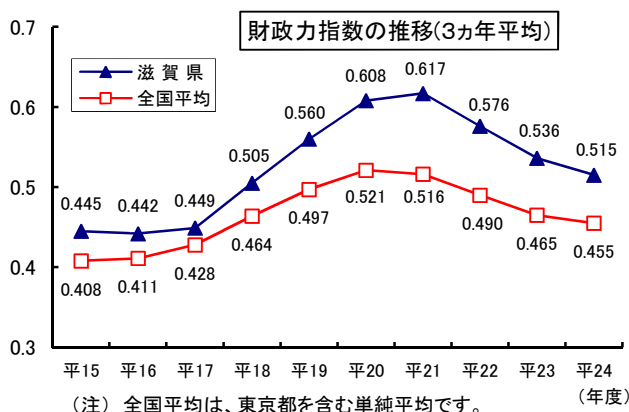
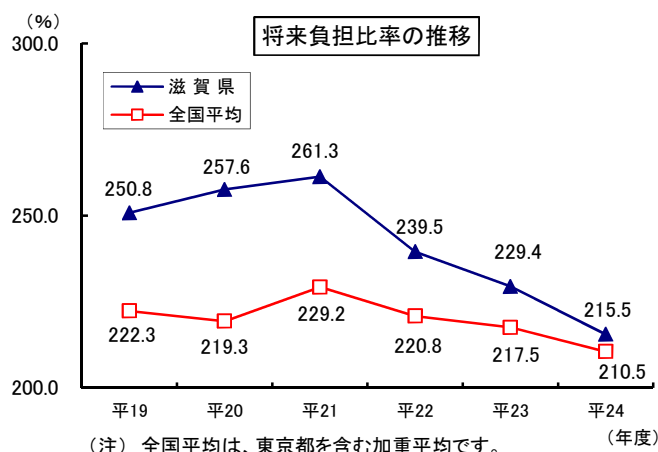
○将来負担比率

地方債の償還金や職員の退職手当、損失補償を行っている出資法人等に係る負担見込額など、将来の負担として見込まれる実質的な負債の残高を指標化し、県税や普通交付税など使途が特定されていない財源に対する比率として表したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成20年度決算からは、この比率が400%以上の団体は「財政健全化計画」を作成し、財政の健全化を図ることとなりました。

○財政力指数

平均的な水準で行政を行う場合に必要と考えられる経費に対して、その団体が標準的に収入できると考えられる税金等がどれだけあるかを示した指標で、過去3カ年の平均値で表します。



(参考)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債特例分}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質公債費比率} = \left(\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \text{の3カ年分合計} \right) \times 1 / 3 \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金 (次の①～⑤を除く。①公営企業債の元利償還金、②繰上償還を行ったもの、③借換債を財源として償還を行ったもの、④満期一括償還方式の場合の元金償還金、⑤利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの。)

B = 元利償還金に準ずるもの (準元利償還金)

※ 「準元利償還金」とは、①満期一括償還方式の場合の1年当たりの元金償還金相当額、②公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの繰出金、③一部事務組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものをいう。

C = AまたはBに充てられた特定財源

D = 元利償還金および準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

E = 標準財政規模

$$\text{将来負担比率} = \left(\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right) \times 100 (\%)$$

・将来負担額：aからhまでの合計額

a = 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

b = 債務負担行為に基づく支出予定額 (地方財政法第5条各号の経費に係るもの)

c = 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

d = 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

e = 退職手当支給予定額 (全職員に対する期末要支給額) のうち、一般会計等の負担見込額

f = 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

g = 連結実質赤字額

h = 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：aからhまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均値}$$